

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、秋田県南旭川水系土地改良区から申請があった定款変更について、平成29年4月21日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成29年4月28日

秋田県知事 佐 竹 敬 久